

取扱区分		保存期間	永. 10. 5. 1		收 - 受	年 - 月 - 日	
県公報登載（増刷 部） 例 規 重 要 秘 至 急		施行上の注意				起 案	× 年 / 月 / 日
		書 留	直 渡 し	小 包		決 裁	× 年 / 月 / 日
		速 達		は が き		施 行	× 年 / 月 / 日
		配達証明		電 報		文書番号	土地第 713 号
		内 容 証 明		（ 円 × 枚 )		土地課 電話 2223 番	
		特 別 便				起案者 槟 松 本 伸一	
済書者印 校合者印		公印押印者印 発送取扱者印	公 印	要・不要	文書課 承認印		
受信者名				発信者名			
				知事名	副知事名	部長名	局長名
				県名	部名	課長名	課名
標 題							
静岡県土採取等規制条例の一部改正について							
知 事				副知事			
都市住宅部長		都市住宅部次長		都市住宅部技監			
土地対策課長				課 僚			
罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改							
正する法律(平成3年法律第31号)の改正に伴い標記の							
条例を別案1のとおり改正してよろしく伺います。							
なお、罰金額(率)は先に決議を受けたとあります。							
また、今後の手続は、別添文書課長通知により「文書課							

静 岡 県



で一括取りまとめの上、議会の提案手続を行う....」と  
あるので、別案とのおり 依頼によろしく 併せて  
伺ります。

名著閱讀 | 電影影評

课时

2022-2023 学年 七年级数学上册教材同步讲义

中醫藥文化知識 · 中醫藥知識 · 中醫藥文化知識

卷之三

Digitized by srujanika@gmail.com

卷之三

第二章 第一節 工業政策的可視化

卷之三十一

Page 10 of 10

# 新 旧 対 照 表

名称 静岡県土地採取等規制条例

改 正	前 行	改 正	後 行
<p>(罰則)</p> <p>第16条 第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、<u>10万円以下</u>の罰金に処する。</p> <p>第17条 第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第9条の規定による命令に違反した者は、<u>5万円以下</u>の罰金に処する。</p> <p>第18条 次の各号の一に該当する者は、<u>1万円以下</u>の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</li> <li>(2) 第12条の規定による標識の掲示をしなかつた者</li> <li>(3) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</li> <li>(4) 第13条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</li> </ul>		<p>(罰則)</p> <p>第16条 第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、<u>20万円以下</u>の罰金に処する。</p> <p>第17条 第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第9条の規定による命令に違反した者は、<u>10万円以下</u>の罰金に処する。</p> <p>第18条 次の各号の一に該当する者は、<u>3万円以下</u>の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</li> <li>(2) 第12条の規定による標識の掲示をしなかつた者</li> <li>(3) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</li> <li>(4) 第13条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</li> </ul>	

# 案 /

(静岡県土採取等規制条例の一部改正)

第 条 静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第16条中「10万円」を「20万円」に改める。

第17条中「5万円」を「10万円」に改める。

第18条中「1万円」を「3万円」に改める。

別紙 依頼書

号 外  
平成 4 年 1 月 16 日

文書番号  
年月日

各関係課長様

文書課長

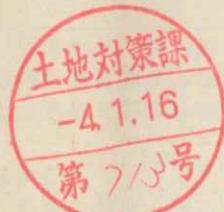
平成 4 年 2 月 県議会定例会に提出する条例に定める罰金の額の改正案について（通知）

のことについて、次のとおり取り扱うこととしますので、御承知の上、御配意願います。

なお、このことは、1 月 14 日に開催された法令審査委員会においても了解されておりますので、御承知おきください。

記

- 1 条例に定める罰金の額のみの改正（文言の整理等形式的な改正を含む。）については、文書課で一括取りまとめの上、議会の提案手続を行うので、別紙のとおり、改正条例案を添付の上、依頼書を 1 月 29 日（木）までに文書課へ提出してください。
- 2 罰金の額の改正のほかに、新たな規制条項の追加、手数料の改正等他の実質的な改正を伴うものについては、罰金の額の改正も合わせて、それぞれの所管課において、議会の提案手続を行ってください。
- 3 罰金の引上げ額の一覧表を送付しますので、他の条例の罰金の額とのバランス等を再度検討の上、問題点があれば、1 月 22 日（木）までに文書課へ申し出てください。



[ 担 当 法規担当 ]  
電話番号 2063

文書課長様

〇〇〇課長

〇〇〇条例の一部改正について（依頼）

のことについて、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 31 号）の施行に伴い、検討したところ、〇〇〇条例に定める罰金の額の引上げをする必要があるので、別紙改正条例案のとおり、改正されるよう、平成 4 年 2 月 県議会定例会の提案の手続をお願いします。

別紙 改正条例案

〇〇〇条例の一部を改正する条例

〇〇〇条例（条例番号）の一部を次のように改正する。

以下 改正の柱書

改正の経緯

引紙

罰金改正法

各県の状況

土地利用規制条例

罰金改正法

取扱区分 県公報登載（増刷部） 例規重要 秘至急		保存期間 永 10.5.1	受 受	年 月 日	
		施行上の注意 書留直渡し 速達小包 配達証明はがき 内容証明電報 特別便（円×枚）		起 案	4年1月10日
			決 裁	4年1月13日	
			施 行	4年1月13日	
済書者印	校合者印		文書番号	第 号	
公印押印者印	発送取扱者印	公 印 要・不要	文書課	土地利用 電話 2223番	
			承認印	起案者 職氏名 造松本洋一	
受信者名		発信者名 知事名 副知事名 部長名 局長名 課長名 県名 部名 課名			
標 題 静岡県土採取等規制条例に係る罰金の改正について (伺い)					
知 事		副知事			
都市住宅部長	都市住宅部次長	都市住宅部技監			
土地対策課長	課 僚				
罰金の額等の引き上げのための刑法等の一部を改正する法律（以下「罰金改正法」という。）が平成3年4月7日に公布され同年5月7日から施行された。					
従前、刑法その他の罰金法規に定められた罰金の額及び料料の額等については、昭和23年に制定					

静 岡 県

第16条

措置  
停止命

第17条

無届  
跡地

第18条

第1号  
第2号  
第3号  
第4号

金額

1 今回  
あり、量  
者物価  
金の寡

2 静岡  
者物価

され、昭和47年に改正された罰金等臨時措置

法によることとされてきたが、改正後すぐに20年近く

経過し、現在の経済事情に適合しなくなため改正する

こととなるものである。

この罰金改正法の施行に伴う条例に関する部分の要旨は別紙のとおりである。

なお、罰金改正法の附則第2項では、条例における罰則についてはこの法律の施行の日から1年を経過する(平成4年5月6日)までは、なお、従前の例によるとされているので、条例の改正は本年5月6日までに講ずる必要がある。

今回の条例改正は、当課が所管する静岡県土採取等規制条例(昭和50年条例第42号)を含む2の条例の改正が予定されているが、罰金の額等の一括改正に関する3条例案の作成等の手続は文書課が行うものである。

よって、当課にて 静岡県土採取等規制条例の罰金額に因し下記の案を提出いたします。

記

No.



## 現行 改正案

第16条 10万円 → 20万円

措置命令(第6条)違反

停止命令(第7条1・2項)違反

第17条 5万円 → 10万円

無届出又は虚偽の届出(第8条1項)

跡地の措置命令(第9条)違反

第18条 1万円 → 3万円

第1号 変更に係る無届出又は虚偽届出(第10条2項)

第2号 標識の掲示義務(第12条)違反

第3号 報告義務(第13条1項)違反

第4号 立入検査の妨害等(第13条2項)

## 金額の算出根拠

1. 今回の改正の趣旨は、経済事情の変動等に伴う改正であり、罰金等臨時措置法の制定時の昭和47年以降の消費者物価は約2.5倍に上昇しており、これに相当する額に罰金の算額を改めた。

2. 静岡県土採取等規制条例の制定時の昭和50年の本県消費者物価指数63.7(基準年昭和60年)に対し、平成2年は106.2



No.

であり、1.67倍の相当する額は、

$$10万円 \times 1.67 = 16.7\text{万円}$$

$$5\text{千} \times 1.67 = 8.\overset{35}{\text{3}}\text{千}$$

$$1\text{千} \times 1.67 = 1.\overset{67}{\text{6}}\text{7}\text{千}$$

それぞれ 20万円、10万円、2万円とする。

しかし、今回の改正に伴い刑事訴訟法に規定する  
公審・逮捕の限界罰金額が、8000円以下から2万円以下  
に改められたため、従前どおりの適用を確保するため、  
1万円については 3万円とする。

以上により、それぞれ 20万円、10万円、3万円を改定  
案として決定いたしました。

△

No.

改正の経緯

別紙

西暦改正表

各県表

土木課  
規制条例

## 今回の条例改正の手続

文書課

照会 → 条例所管課

初次案(作成)(文書課)

法令審査会(1月14日実施)

最終確定 条例所管課

一括条例案(原案)の作成

協議 → 新潟地方検察官

一括条例案

決裁 → 文書課 → 総務部長 → 副知事 → 知事

----- 提案理由説明(文書課)

提案(2月県議会)

付託は後程委員会(予定)

議決

↓  
公布、施行

## 罰金改正法の改正経緯

今回の改正前においては、刑法その他の刑罰法規に定められた罰金の寡額及び科料の額等については、昭和23年に制定され、昭和47年に改正された罰金等臨時措置法（以下「罰臨法」という。）によることとされていた。

しかし、同法が改正された昭和47年からみてもすでに約19年が経過し、この間消費者物価は約2.5倍に、労働者賃金は約3.5倍に上昇しており、これに伴い罰金刑の刑罰としての重みが低下しつつあることが指摘されていた。

また、最近における科刑の実情をみると、平成元年度における1件当たりの平均罰金額は88,000円を越え、罰臨法が改正された昭和47年当時のそれと比較して約2.3倍に上昇しているうえ、法定刑の上限に近接した額の罰金が言い渡される事件がかなりの割合を占めるようになり、罰金の頭打ち現象ないしこれに準じた現象を示すに至っている。

このような状況の下で、刑法その他の刑罰法規に定める罰金・科料の額等を現行のままにとどめておくことは、これら財産刑の刑罰としての機能を低下させるばかりでなく、刑事司法の適正な運営を阻害する恐れもあると考えられ、これを現在の経済事情に適合したものに改定することは、緊急の課題となるに至ったのである。

そこで、法務省において必要な準備作業を行ったうえ、平成2年9月法制審議会に対して、

(1)刑法ほか2法の定める罰金・科料の額を原則として2.5倍とすること。

(2)これに関連する手続規定の整備として、略式命令の限度額や勾留・逮捕の限界罰金額等について見直しを行うこと。

などを内容とする「罰金の額の引上げ等に関する法律案要綱」について諮詢を行ない、同年12月に法制審議会から同要綱を相当とする旨の答申がなされた。

これを受けて、法務省は改正法案を確定し、平成3年2月8日政府原案が第120回国会に提出され、平成3年4月11日に成立したものである。

罰金額等を改定する方法として、

- (1) 改正事項全般について罰臨法による方法
- (2) 刑法等の一部改正と罰臨法の一部改正を組み合わせる方法

があるが、

- ・これまで刑法や刑事訴訟法等について罰臨法により罰金額を修正して運用してきたため、刑法等と罰臨法の双方を見なければ、具体的に適用すべき罰金額が判明しないという実務上の不都合が存していた。
- ・刑法のような基本法の罰金額がその法律自体に明示されていないのは、不自然である。
- ・今回の改正に係る法制審議会においても刑法等を直接改める方式によることとする意見が多く出された。

これらの理由により、可能な限り刑法等を改正することとした。